

令和3年7月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年7月15日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓 裕
教育総務部学校管理課長	二 見 正 伸
学校教育部長	米 持 誠
学校教育部教育指導課長	川 上 真由美
学校教育部支援教育課長	富 澤 史 洋子
学校教育部保健体育課長	鈴 木 智 子
学校教育部学校食育課長	山 田 達 也
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 正 樹
中央図書館長	山 口 栄 美
博物館運営課長	柳 井 剛 彦
美術館運営課長	岡 本 優 子
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、6月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元に教育長報告資料を添付させていただいております。各種行事等が現在開催されているところでございます。

本件には記載してございませんでしたが、7月9日に中核市の教育長会議が開催されました。関東ブロックの代表ということで、7月9日から2年間、中核市教育長会の副会長職を仰せつかっております。今後も文科省等への要望事項等の取りまとめ等を本市が一部担わせていただく形になりますので、様々な案件につきましては、各課長、あるいは教育委員の皆様からのご意見をいただいて、私が代弁をさせていただければと思っております。

(質問なし)

日程第1 議案第33号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(学校食育課長)

それでは、議案第33号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』、ご説明いたします。

学校給食センターが7月31日に竣工し、同センター条例が8月1日に施行予定のため、関連する教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正するものです。

資料の1ページをご覧ください。

第7条、学校食育課の事務分掌中、第6号を学校給食センターの管理に関することに改正いたします。また、学校給食センターは、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第30条に定める教育機関とされているため、第7条の2、教育機関の組織として第9号学校給食センターを加えます。

そして、第19条の次に第20条として、学校給食センターの組織に関する1条を加えます。このため、以下1条ずつ繰り下がります。改正箇所は資料の3ページから6ページの朱書きのとおりでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(川邊委員)

学校給食センターの職員はということがありますけれども、実際調理に携わる方、そういう方の身分はどういうふうになるのでしょうか。

(学校食育課長)

調理は、事業者に委託になりますので、こちらには加わらない形になります。

(新倉教育長)

1点、私のほうから。

通常ですと、例えば施設ができますと施設が先にあって、例えば学校食育課の業務が食育課ではなく学校給食センターにたまたま全部名前が変わってしまうというような形が想定する場合もあるかと思うのですが、今回はそうではなくて、あくまで学校給食については行政というか、本体が全て行って、その下の一部分の中学校給食しか担わないので、その下部組織という形で給食センターを設置する、そういうような位置づけでいるということでもいいですか。

(学校食育課長)

そのとおりでございます。学校食育課の全てがセンターに移りますけれども、学校食育課の業務の中に学校給食センターの業務があると考えております。

(新倉教育長)

常に確認はしていただかなければいけないことは、同じ建物内にあるのですけれども、委託事業者に対して、先ほど川邊委員からありました給食調理員の方たちに直接指導をするということは派遣法の規定で違法とされてしまうかと思っています。委託契約である限りにおいては、同じ施設の中に相手の代表者がいるということですから、その連携が取れるということで、派遣法違反とならないよう学校食育課自身も給食センターで同居する、そのような考え方でいるということでもいいですか。

(学校食育課長)

そのように考えております。何かありましたときには事業者の代表とセンターの私のほうで綿密に協議をして指示なり、調整をしていきたいと思っております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第33号は「総員挙手」をもって原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(保健体育課長)

それでは、『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』、ご報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、6月21日から7月12日までの市立学校における状況について報告いたします。

この間、教職員2名、児童・生徒10名、計12名の陽性者が確認されました。陽性者が確認された学校数は9校ですが、全ての学校において、保健所による調査の結果、学校内に感染拡大の心配がないことが判明しましたので、臨時休校措置は行いませんでした。

続いて、裏面をご覧ください。

今後の感染予防策について報告いたします。

引き続き市立学校には、4月22日改定のマニュアルに基づき、基本的な感染症対策を継続していただいているところですが、6月30日に新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う熱中症リスクへの配慮事項について、(1)マスク着用に伴う熱中症への配慮について、(2)室温と換気への配慮について、(3)水筒の管理と小まめな水分補給の指導についての3点を新たに通知しました。

また、昨年来、外出自粛が呼びかけられている間には日中の運動機会が少なくなっていることから、子どもたちの体力の低下が懸念されています。そして、このことは熱中症のリスクが高まることにつながると考えられます。各学校に対してはこのことを念頭に置いた措置を講じるようお願いしています。

今後も引き続き子どもたちの安心・安全な学校生活を保障するため、学校をサポートしてまいります。

以上で報告を終わります。

(澤田委員)

学校の様子は分かりました。子どもたちは学校以外にいろいろな施設、例えば学童等々に通っていると思いますが、それらの状況等をご存じでしたら教えていただければと思います。

(保健体育課長)

我々のところに入っている情報といたしましては、学童クラブであるとか、放課後デイサービスというようなところで、職員の方、また、利用している児童・生徒の陽性が報告されている、そのような事例が増えたと同っております。

また、放課後の子どもたちの活動として、例えばスポーツのチームに所属しているというようなお子さんがいらっしゃると思うのですが、そこで指導者の方が陽性になって、それぞれ影響が出ているというふうな、そういった報告も受けております。

(荒川委員)

では、私のほうから、以前新聞でもワクチン接種のキャンセルが出た場合に市内の教職員に接種するというようなことがあったのですけれども、その接種状況、それがどのくらいの割合で進んでいるのか等、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

(保健体育課長)

まず、余剰ワクチンの対策については、6月7日に保健体育課から各学校に通知を発出したしまして、近隣の医療機関でワクチンの余剰が発生した場合、その医療機関から学校に連絡が入りますので、希望される方のリストを作成してほしいということをお願いいたしました。実際に準備ができた学校から順次進めていただいているのですが、先週末までの状況をこちらで集約したところ、まだ全ての学校から報告をいただいているという状況ですが、400名程度の職員の方がこの余剰ワクチンの対策という形での接種を受けられているというふうに聞いております。

また現在、それとは別に教職員に対する優先接種というもので、集団接種会場である横須賀アリーナを会場として順次接種を進めておまして、こちらも希望される方のリストを学校からお送りいただき、それを基に順次接種を進めているところでありますが、今週末まで希望される方の第1回目の接種を終えられるというふうな予定でおります。こちらは約2,000人の教職員の方を対象

に順次進めているところです。

(荒川委員)

すみません、ちょっと重ねてもう一つ。教職員の方で市外にお住まいの方もその接種は受けられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(保健体育課長)

今回対象としているのは教職員ということで、学校に勤務している、または、学校に派遣されてそこで働いていらっしゃる方を対象というふうにしましたので、特にお住まいの場所が横須賀市内か市外であるかということは分け隔てなく行っているところです。

(元木委員)

7月21日から夏休みに入ります。夏休み期間中の部活動であったりとか、学校開放であったりとか、あと、児童・生徒さんへの連絡事項や注意事項など、もしそういった情報があれば教えてください。

(保健体育課長)

夏休み中の連絡体制というふうなことでいいですか。

夏休み中も今までと変わりなく、学校は常に連絡を受けられる状態にはなっていると思うのですが、特に新型コロナウイルスの感染症に関わる情報については、授業期間と同様に家族に陽性者が出た、あるいは感染の疑いがあるというふうな場合についてはすぐに連絡をするように保護者の方にも改めて通知をしていただいているところです。

(元木委員)

学校開放やクラブ活動についてはいかがでしょうか。

(保健体育課長)

部活動についても同様に取り組んでいただくというふうなことで、こちらは顧問教諭を中心というふうなことになると思うのですが、そういう場合の対応に際しては、工夫していただいているところです。

学校開放につきましては、利用者の中で感染者が出た場合は、スポーツ振興課のほうに連絡をするというふうなところで、所管する課が対応していると、そういうふう聞いております。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

(新倉教育長)

ここで、8月5日の教育委員会臨時会について、委員の皆様にお諮りをさせていただきたいと思っています。

今回は、教科用図書採択を議題といたします。議題に関連いたします教科用図書採択検討委員会の委員長、各部会長、関係部課長及び関係の指導主事を出席させたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(新倉教育長)

それでは、事務局で出席についての準備をお願いいたします。

6 閉会及び散会の時刻

令和3年7月15日(木) 午前9時47分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡